

(仮称) 菊陽町町民参画・協働推進条例素案

第 8 回菊陽町協働の仕組みづくり検討委員会

※前回の続き

(パブリックコメント)

- パブリックコメント手続を行うときは、次の事項を公表する。
 - ・ 対象とする事案の内容
 - ・ 対象とする事案の処理方針についての原案及び関連事項
 - ・ 意見の提出先、提出方法及び提出期限
 - ・ 意見を提出することができる者の範囲
- 公表を行う場合、20 日以上とする
- 提出された質問・意見について、検討し、案を修正したときは修正内容を、また修正しなかった場合、その理由を町の考えと併せて公表する。
- 必要に応じて再度パブリックコメント手続を行う。

(説明会)

- 説明会を開催するときは、次の事項を公表する。
 - ・ 対象とする事案の内容
 - ・ 開催する日時、場所
 - ・ 開催後、説明会時に行われた質疑応答の内容

(附属機関等の委員)

- 町は附属機関等の委員に町民を選任する場合は、その全部又は一部を公募により選考し、幅広い人材を登用するため次のことに配慮する。
 - ・ 男女の比率
 - ・ 年齢構成
 - ・ 委員の在期数
 - ・ 他の機関の委員との兼職状況

(町民討議会 (プランクスツェレ))

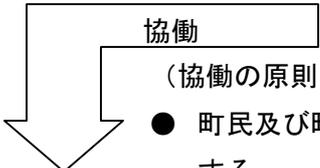
- 住民基本台帳などから無作為に町民を選び、参画を受諾した町民を委員に委嘱し、あるテーマについて討議をし、提言等の形で結論をまとめる。

(政策提案手続)

- 町民は〇人以上で政策などの案を提案することができる。
- 町は町民に政策の提案を求めることができる。
- 町民が提案したものに対して、町(あるいは町民と町)が調査研究し、その政策を実施するか否かの検討を行い、結果を公表する。

(実施責任者)

○町民参画の適正な実施を確保するため、参画実施責任者を置く



協働

(協働の原則)

- 町民及び町は、町民と町との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意する。
 - ・ 対等の立場で連携・協力すること
 - ・ 互いの自主性及び特性を尊重し合うこと
 - ・ それぞれの役割分担のもと、相互に補い合うこと

(学習の場)

- 町や地域の課題の抽出や解決方法について、町民と町または町民同士の自由な議論を通じた学びにより町民意見の方向性を見いだすことを目的とする集まり（以下町民ワークショップという）を設置することができる。
- 町民は公益活動やコミュニティ活動などについて、○人以上の連署で町民ワークショップの開催を求めることができる。

(コミュニティ・交流の場)

- 町はコミュニティ活動が盛んに行われる環境づくりなど適切な施策を実施する。
- 町は、団体、地域及び個人などが行う町民公益活動を促進するため、情報の提供、活動への協力など必要な支援を行う。
- 小学校区を単位とした地域において、地域自治を向上させるために、地域の自治会、ボランティア団体、NPO 法人、PTA などによって組織される「地域コミュニティ協議会（仮称）」を設置することができる。
- 地域コミュニティ協議会（仮称）の要請に応じて、地域コミュニティ協議会担当職員を派遣する（担当職員は参画手続実施責任者とする）。

(見直し)

- この条例は必要に応じ、随時見直しを行う。